

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業の社会性の観点から、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の最重要課題と位置づけております。企業の社会的責任を果たし、迅速かつ適正な経営判断と競争力の強化に取組み、グループ経営全般にわたる企業価値の向上を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一共栄ビル株式会社	2,196,011	14.13
小倉クラッチ取引先持株会	1,123,000	7.22
小倉康宏	817,316	5.26
株式会社東和銀行	742,435	4.77
株式会社群馬銀行	739,230	4.75
有限会社アイ・オー	682,000	4.39
株式会社みずほ銀行	586,025	3.77
高橋正義	430,000	2.76
小倉クラッチ従業員持株会	328,035	2.11
富国生命保険相互会社	235,000	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
田部井公夫	税理士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田部井公夫	○	—	同氏は、小倉クラッチグループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志をもって行動すること、税務署職員として税務及び会計に関する相当程度の知見および経験を有しており、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断したため選任しております。また、証券取引所の定める判断基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人である有限責任あずさ監査法人から定期的に会計監査の報告を受けるとともに、適宜情報交換を行うなど連携を図り、監査の実効性・効率性の向上に努めている。監査役は、取締役会をはじめ重要な会議の出席を通して情報収集し、また、定期的に内部監査室と情報交換を行い、適時かつ適切な内部監査の報告を受けている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩崎栄たか	税理士													
隈元慶幸	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎栄たか	○	岩崎栄たか税理士事務所所長	税理士として会計の専門知識を有しております。財務および会計に関する相当程度の知見を有し、客観的立場から当社の経営全般を監視する役割が期待されるため、選任しております。また、岩崎栄たか氏が経営される岩崎栄たか税理士事務所と当社との間で社外監査役就任以前に顧問契約を締結しておりましたが、証券取引所の定める判断基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
			弁護士として法的な専門知識と経験を有しております。財務および会計に関する相当程度の知見を有し、客観的立場から当社の経営全般を監視する役割が期待されるため、選任しております。また、隈元慶幸氏がパートナーとし

隈元慶幸	○	弁護士(堀総合法律事務所所属)	て所属している堀総合法律事務所と当社との間で、社外監査役就任以前より顧問契約を締結しておりますが、証券取引所の定める判断基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
------	---	-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

内容および必要性を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等の内容については、有価証券報告書に開示しております。平成26年3月末日の有価証券報告書における開示状況は以下のとおりです。

役員報酬

取締役に支払った報酬 141百万円

監査役に支払った報酬 22百万円

(内、社外監査役に対し支払った報酬) 8百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役へのサポートについては、毎月開催される取締役会への付議事項等の事前連絡や議事録等を情報提供しております。社外監査役へのサポートについては、監査役スタッフを1名配置し、毎月開催される取締役会への付議事項等の事前連絡や議事録等を情報提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会

当社の取締役会は8名で構成され、うち社外取締役1名は財務・会計の専門知識と経験を有している専門家です。取締役会は毎月1回開催されております。また、必要に応じて随時開催しており、重要な事項について迅速な意思決定を行っております。

(2)執行役員会・経営会議

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、代表取締役および役付執行役員等による執行役員会・経営会議を毎月1回以上開催

し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意志決定を機動的に行っております。

(3)監査役会

当社の監査役会は3名で構成され、うち社外監査役2名は財務・会計および法的な専門知識と経験を有している専門家です。監査役会は原則毎月開催しており、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受ける体制になっております。各監査役は取締役会・執行役員会・経営会議への出席および重要な会議の議事録や関連資料を閲覧し、取締役会の業務執行を十分に監査できる体制を構築しております。

(4)内部監査室

当社の内部監査室は内部統制システムの有効性を継続的に評価するため、各部門における重要業務について、業務の有効性および正確性等を監査しております。

(5)会計監査人

有限責任あずさ監査法人との間で会社法および金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、定期的な監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役1名、社外監査役を2名選任しております。

社外取締役ならびに社外監査役は十分な独立性を確保しており、社内の実状の十二分な把握は難しい反面、より客観的な立場からの忌憚のない意見が得られ、取締役会においては、これを十分に尊重した上での意思決定がおこなわれております。

事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会資料のビジュアル化を図ったり、決算短信等を当社ホームページに掲載をしている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.oguraclutch.co.jp/IR/ir_li.html 当社のホームページには、決算説明資料、決算短信、有価証券報告書、招集通知などの投資家向け資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対する行動の基本方針として当社を含めグループ会社の全ての役員・従業員に適用される「行動規範と行動指針」を定め、全ての役員・従業員に配布して、周知徹底を図っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内全工場においてISO14001の認証を取得し、「人と環境に優しい企業」を合言葉にグリーンサプライ並びにゼロエミッションを目指した活動を展開している。 また、CSR活動の一環として地球環境に配慮した調達活動推進のため、当社製品を構成する部品・材料及び製造時に使用される材料の調達において「小倉クラッチグリーン調達基準」に基づき、含有禁止物質の不使用及び管理物質の管理・削減を継続的に実施しています。 取引先には、グリーン調達への理解と協力をお願いするとともに、これまでの欧州RoHS指令等に加え、欧州REACH規則等新たな環境規制に対する確認等の取り組みを進めています。 環境・人権等、社会問題の原因となりうる原材料の使用について、影響に配慮した調達活動として紛争鉱物(コンフリクト・ミネラル)問題への取り組みを行っています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。

また、代表取締役および役付執行役員等による執行役員会・経営会議を毎月1回以上開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務運営に関しては、当社の事業の安定と発展を確実にすべく、社内規程に基づき任命された取締役および執行役員による経営計画委員会が指示し、各部門の管理者により構成される経営計画立案実行部会に諮問して中期経営計画を策定させ決定する。中期経営計画に基づいて年度経営計画を策定し、年度予算を予算管理規程に則り決定し、各部門はその目標達成に向け具体的施策を立案実行する。

取締役会および執行役員会・経営会議の決定に基づく業務執行については、執行役員制を採用して執行役員を置くことで執行責任を明確化し、執行役員の指揮・命令下で各部門が迅速に実行する。それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細については、社内規程に定める。

(2) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス(法令遵守)を経営の最重要課題のひとつと位置付け、「コンプライアンス規程」を制定し運用すると共に、「中期経営計画の基本方針」に当社の全ての者が従うべき「行動規範と行動指針」として、「私たちは、業務のあらゆる場面で、法令・定款・社内諸規程および行動規範を遵守する誠実な姿勢を貫きます。」と定める。

取締役会から選任されコンプライアンスをはじめリスク管理・情報セキュリティ管理・グループ管理等について監視するCSR委員会が、取締役・監査役・執行役員・従業員および国内外の子会社による法令・定款・規程および社会規範・倫理に対する逸脱を監視し、違反事実を発見した時には是正を要求してコンプライアンスを徹底する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理に関する規程類を制定し、CSR委員会が当社のリスク管理体制を監視する。

当社は組織目標の達成を阻害する要因または損益に影響を与える組織内外の要因を分析し、予防策と低減策を予め準備して発生確率低減と被害最小化に努める。また火災や地震による油流出などの災害などに対しても、可能性を予め分析し発生確率低減と被害を抑制させる活動を安全衛生組織・防火組織・環境管理組織などを設けて推進し、事業継続に努める。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は取締役の職務執行に関わる情報を含め、社内規程およびマニュアルに基づき、法令・定款に則った情報・文書の管理を行う。情報・文書の管理にあたっては、社内規程に則って必要な管理を実施する。取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

また情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定め、CSR委員会が当社ならびにグループ各社の情報管理体制を監視する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は企業集団管理の重要性を認識し、社内規程に基づき国内外の子会社を含め指導・管理を行うと同時に、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。

また、海外子会社については、毎年12月に実績報告・予算作成の検討会議を行う一方、本部長をはじめとして財務部等が業務監査を定期的に行う。

さらに、海外子会社には規模にかかわらず監査法人の会計監査を受けさせる。

(6) 監査役を補助すべき従業員について

当社は監査役からの要求により、監査役会を補助する事を専門の任務とする監査役室を設け、必要なスタッフの配属を保証する。

上記の監査役室スタッフは、監査役以外のいずれの取締役・執行役員・従業員からの指揮命令を受けず、不当な干渉に対して拒絶しても何ら不利益を受けないことを保証する。

(7) 監査役への報告体制およびその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役へ報告する。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて執行役員または従業員にその説明を求めることとする。

監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える可能性のある組織であるという認識を持ち、反社会的勢力・団体とは

一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することとしており、また適切な対応を取る為に、警察および顧問弁護士等との連携に努めております。

また、当社は「行動規範と行動指針」に「反社会的勢力との絶縁」掲げ、全ての役員・従業員に配布して、反社会的勢力排除に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、当社の全ての者が従うべき「行動規範と行動指針」において次のとおり定め、会社情報の適時適切な開示の徹底を図っています。
 「企業は社会の一員であるとの自覚を持ち、組織の意思を踏まえた正確な情報を適時・的確に発信・伝達し、これを通じて、ステークホルダーの期待と信頼に応えられるよう努めます。」

適時開示の基本的な考え方

1. 情報の開示方針

当社は、法令ならびに東京証券取引所の定める「会社情報適時開示ガイドブック」に従い、適時開示すべき情報を正確かつ迅速に公開します。

2. 情報の開示手段

適時開示情報の開示手段として、TDNetによる開示および各種報道機関に対しても公開します。また、当社を取り巻くステークホルダーにも広く情報を公開する目的として、当社ホームページにも掲載します。

なお、重要事項の取扱いは、「内部情報管理規程」に定め、内部者取引（インサイダー取引）の未然防止を図っております。

当社の内部管理体制(ガバナンス体制・内部統制)の概略図

